

第8回審議会における御意見への対応

No	基本施策名称	施策番号	該当箇所	意見・質問内容	委員名	担当課	市の回答	素案の修正
1	1. 健康増進	前書き	1. 現状と課題	「今後の高齢化の進行に向け」はややネガティブな印象を受けます。「今後、高齢社会を迎えても」ではどうでしょうか。	宇於崎委員	健康政策課	御指摘の文章につきましては、対象を高齢者に限定せず、市民全体とした方が適切であることから、下記のとおり修正しました。 「今後の高齢化の進行に向け、生活習慣病～」⇒「今後も、生活習慣病～」	有
2	1. 健康増進	前書き	1. 現状と課題	「新型コロナウイルス感染症などの発生等に備え」はやや限定的にとらえられると思います。「新型コロナウイルス感染症などの新たな病気の発生等に備え」ではどうでしょうか。	宇於崎委員	保健総務課	御指摘を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「新型コロナウイルス感染症などの発生等に備えた～」⇒「新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症の発生等に備えた～」	有
3	1. 健康増進	1. 健康づくり 2. 疾病予防対策の充実	1. 現状と課題	「また、生活習慣を改善する動機づけとなるよう、…取り組みを実施しています」は、【疾病予防対策の充実】の「令和元年（2019）年度における本市の死亡順位は、…上位を占めています」に続けたほうが、生活習慣病に関する課題と対応の関係が並びがよいと思われれます。	宇於崎委員	健康づくり課	御指摘の箇所は、施策1の高齢者を対象とした介護予防の取り組みに対応する現状として整理していることから、記載はこのままとさせていただきます。	無
4	1. 健康増進	1. 健康づくり	2. 施策の方向	主な取り組みの2番目について、主体が誰なのかがわからないので、「高齢者自身による、身体・生活状態の把握」とした方がよいと思います。	稲垣委員	健康づくり課	御指摘のとおり文言を修正しました。	有
5	1. 健康増進	1. 健康づくり	2. 施策の方向	主な取り組みの「◆身体・生活状態の把握」は「◆市民一人一人による身体・生活状態の把握」とすると、主体が明確になりますが、いかがでしょうか。	宇於崎委員	健康づくり課	御指摘を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「◆ 高齢者自身による身体・生活状態の把握」	有
6	1. 健康増進	1. 健康づくり	2. 施策の方向	＜施策の方向＞ 施策1「健康づくり」の主な取り組みのうち、「介護予防知識の啓発及び運動実践の場づくり・支援」の文言について、介護予防知識と運動実践はつながっているのでしょうか。わかりにくいので、「市民の自主的な健康づくりの機会創出」と「運動実践の場づくり」をセットで記載する方が良いのではないのでしょうか。	平川委員	健康政策課	健康づくりの主な取り組みの1番目「市民の自主的な健康づくりの機会創出」については、幅広く市民を対象とした健康づくりの意識づけ及び環境整備についての取り組みであり、3番目「介護予防の啓発及び運動実践の場づくり・支援」については、高齢者の方を対象とした介護予防の取り組みであり、介護予防を進めるにあたり「知識の啓発」と「運動の場づくり・支援」を併せて取り組んでいます。そのため、主な取り組みについては、そのままといたしますが、計画書の記載については、今説明した内容が分かりやすくなるよう、施策の方向及び主な取り組みの記載を修正しました。 施策の方向 「市民が自立して生活できる期間を延ばすため、市民の自主的な活動を促進する環境整備を行うとともに、市民が日々の生活の中で、運動機能の低下や生活習慣病の予防に取り組めるよう健康づくりと介護予防に関する意識啓発及び機会創出を推進します。」 当施策における主な取り組み 「◆ 市民の自主的な健康づくりへの意識づけと機会創出」 「◆ 高齢者自身による身体・生活状態の把握」 「◆ 介護予防知識の啓発及び運動実践の場づくり・支援」	有
7	1. 健康増進	2. 疾病予防対策の充実	2. 施策の方向	主な取り組みの「◆ 予防接種の接種率の向上」は接種率は一定以上の達成度となっていますので、「◆ 予防接種の適正な実施」ではいかがでしょうか。	宇於崎委員	健康づくり課	現状と課題に記載しているとおり、児童生徒や高齢者の接種率が低い水準であり、接種率の向上を目指す必要があることから、記載はこのままとさせていただきます。	無
8	1. 健康増進	3. 健康危機管理の強化	1. 現状と課題	「現状と課題」の3番目について、HACCPに沿った衛生管理の実施が必要なのは食品事業者なので、本文を「～毎年食中毒が発生しています。食品事業者に対しては、食品衛生法に基づく～」としたほうがよいと思います。	稲垣委員	衛生指導課	御指摘を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「～毎年食中毒が発生しています。食品等事業者に対しては、食品衛生法に基づくHACCPに沿った衛生管理体制の徹底を図る必要があります。」	有
9	1. 健康増進	3. 健康危機管理の強化	1. 現状と課題	「令和3（2021）年度に地方衛生研究所全国協議会に加入しました」とありますが、加入したのみではなく、中核となる機関として、具体的に船橋市衛生試験所や保健所の活動を上げられないでしょうか。	宇於崎委員	保健総務課	御指摘を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「感染症や食中毒等の健康危機対策及び日頃の地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上を図るため、令和3（2021）年度に地方衛生研究所全国協議会に加入しました。地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、関係機関と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行い、市民の健康維持、増進に努めていく必要があります。」	有

第8回審議会における御意見への対応

No	基本施策名称	施策番号	該当箇所	意見・質問内容	委員名	担当課	市の回答	素案の修正
10	2. 地域医療	1. 在宅医療の推進	1. 現状と課題	「船橋在宅医療ひまわりネットワーク」だけでなく、市民が在宅医療について相談できる「船橋市在宅医療支援拠点ふなぼーと」についての記載もあるとよいと思います。	稲垣委員	地域包括ケア推進課	御指摘を踏まえ、現状と課題に下記の記載を追加しました。 「本市では、在宅療養を希望する市民に対する在宅医療・介護に関する相談、必要となる医療機関や介護サービス事業所等の紹介のほか、在宅医療・介護関係者への相談や支援を行う「船橋市在宅医療支援拠点ふなぼーと」を設置し、医療と介護の連携に努めています。」	有
11	2. 地域医療	1. 在宅医療の推進	1. 現状と課題	「多職種間での顔の見える連携づくり」とありますが、あえて「顔が見える」が必要でしょうか。この意味は「対面」とか「気心が知れるような」とかの意味を含んでいますか。オンライン等を有効活用した連携でもよいように思います。	宇於崎委員	地域包括ケア推進課	御指摘の「顔の見える連携づくり」という文言は、対面やオンラインに関わらず、お互いの役割を認識し、コミュニケーションが図られている関係性という意味合いで記載しております。	無
12	2. 地域医療	3. 医療提供体制の充実	1. 現状と課題	「高齢化や狭あい化等により」とありますが、「高齢化や狭あい等により」でよいと思います。もともと狭いものがさらに縮んでもっと狭くなること（～化）はないので。	宇於崎委員	新病院建設室	医療センターは、現在の手術室（A館）ができた平成6年当時は、病床数406床/14診療科の病院でしたが、その後も機能拡充を行い、現在は449床/31診療科の病院となっています。 手術室等については、規模・機能の拡大に伴う患者数や医療機器等の増加によるスペース不足に加え、近年の医療機器の高度化（大型化）が課題となっていることから、「狭あい化」と表現しています。	無
13	2. 地域医療	4. 救急医療体制の充実	2. 施策の方向	救急車を適切に利用するため「『救急安心電話相談#7009』の周知」という取り組みも必要だと思います。	稲垣委員	健康政策課	御指摘いただきました千葉県が実施している『救急安心電話相談#7009』のほか、本市が実施している「ふなばし健康ダイヤル24」などの、様々な電話相談窓口の周知なども施策にとって大切な取り組みですが、これらは、主な取り組みに記載している「医療機関への適正な受診の周知・啓発」のより具体的な事業であることから、基本計画の記載は現状のままとさせていただきます。	無
14	3. 高齢者福祉	1. 生きがいがづくり	1. 現状と課題	「本市では、これまでも様々な生きがいがづくりの場の提供を行ってきました」とありますが、「本市では、これまでも様々な生きがいがづくりの活動や場の提供を行ってきました」ではいかがでしょうか。この前の文章とつながりがよくなります。	宇於崎委員	高齢者福祉課	御指摘を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「本市では、これまでも様々な生きがいがづくりの活動機会や場の提供を行ってきました」	有
15	3. 高齢者福祉	1. 生きがいがづくり	2. 施策の方向	「生きがいがづくりのための活動機会の提供」とありますが、《現状と課題》同様に、「生きがいがづくりのための活動機会や場の提供」としてはどうでしょうか。	宇於崎委員	高齢者福祉課	御指摘のとおり文言を修正しました。	有
16	3. 高齢者福祉	1. 生きがいがづくり	2. 施策の方向	高齢者のスキルを活かせる就業機会がシルバー人材センター等では提供できていないと感じています。書き方の問題かもしれませんが、生きがいでだけでなく、賃金が発生することで、生活支援の面もあると思っています。このことから、主な取り組みに生きがいがづくりのための活動機会の提供とありますが、具体的な雇用への支援を加えてはどうでしょうか。	大川委員	高齢者福祉課	高齢者の生きがいがづくりについては、現在、生きがい福祉事業団と連携しながら高齢者の就業機会の確保について進めています。御承知の通り、近年はコロナ禍における働き手、高齢者の登録者数が減少しています。今後は登録者の増加や人材における発注者側と会員側とのアンマッチについて検討してまいります。記載は現状のままとさせていただきます。	無
17	3. 高齢者福祉	2. 施設整備・人材確保の推進	1. 現状と課題	「入所の必要性が高い高齢者が特別養護老人ホームへ入所できるよう」とありますが、「必要性が高い高齢者が特別養護老人ホームへただちに入所できるよう」ではいかがでしょうか。入所を待たせないための施設整備の緊急度が伝わります。	宇於崎委員	高齢者福祉課	介護保険事業計画に基づき、施設を整備する法人に対し補助金を交付し、施設整備を推進し、定員数の増加を図っていますが、入所待機者の解消には至っていません（令和2年4月1日現在の入所待機者は590人）。まずは、入所の必要性が高い重度要介護者の入所待機の減少を図ることを施策の目的としており、「ただちに」というところまでは担保できないことから、現状の記載のままとさせていただきます。	無
18	3. 高齢者福祉	2. 施設整備・人材確保の推進	2. 施策の方向	人材確保においては、休眠資格者、他業種離職者、外国人材を含めた多様な人材確保をという表現を入れた方が現実的だと思われる。 現状と課題においても同様であるが、人材確保だけでなく、離職防止について触れていただきたい。そのためにはICTや介護ロボットの活用、さらにはノーリフティングケアの推進による介護現場における介護職員の介護負担の軽減を推進する必要があります。	藤野委員	介護保険課	御指摘を踏まえ下記のとおり修正しました。 「介護人材の確保に向け、外国人等を含めた多様な人材の参入促進や資質の向上などに取り組むとともに、介護人材の定着に取り組めます。」	有
19	3. 高齢者福祉	2. 施設整備・人材確保の推進	2. 施策の方向	「在宅における重度要介護者の入所待機の減少」とありますが、「在宅における」は不要ではないかと思えます。	宇於崎委員	高齢者福祉課	御指摘のとおり文言を修正しました。	有

第8回審議会における御意見への対応

No	基本施策名称	施策番号	該当箇所	意見・質問内容	委員名	担当課	市の回答	素案の修正
20	3. 高齢者福祉	2. 施設整備・人材確保の推進 / 4. 生活支援の充実	2. 施策の方向	船橋市はデンマークのオーデンセ市と姉妹都市となっていますが、福祉国家として認知されているデンマークを参考にされるお考えはございますか。2. 地域医療には在宅医療の推進とありますが、高齢者福祉においては特別養護老人ホームの整備が大きな政策の柱となるのか、それともデンマークのように「住み慣れた居住地で生活すること」（＝在宅医療や生活支援の充実）を主体にしていくのか、現在の政策では今あるものを両方とも続けていくということで、市独自の特徴を打ち出した高齢者福祉政策ではないと感じています。	矢部委員	地域包括ケア推進課（高齢者福祉課）	本市はデンマークのオーデンセ市との姉妹都市交流を通じて現地の施設等を見学し、自立をテーマとした取り組みなどを学んでまいりました。地域包括ケアシステムを進めている本市としては、ご本人の選択や家族の意向などを踏まえながら、ご本人の意思を可能な限り支援することができるよう、在宅医療の推進、医療・介護連携体制づくりや必要な施設の整備に取り組んでいるところであります。	無
21	3. 高齢者福祉	3. 相談支援体制の充実	1. 現状と課題	「認知症初期集中チームや認知症地域支援推進員」の前に「日常生活自立支援事業」の制度を入れていただいた方がいいかと思います。成年後見制度の前段階で金銭管理などを支援しているサービスが社協が実施している本制度で、認知症等が進行することで成年後見制度に移行していくことになります。	藤野委員	地域包括ケア推進課	御指摘を踏まえ下記のとおり修正しました。 「認知症高齢者は、毎年千人規模で増加しており、本市では認知症の理解促進や当事者やその家族、地域住民等の交流の支援に加え、高齢者の適切な権利擁護支援のため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員による支援に取り組んでいます。」	有
22	3. 高齢者福祉	3. 相談支援体制の充実	1. 現状と課題	「認知症高齢者の増加ペースが加速する見込みとなっていることから」とありますが、ややネガティブな印象を受けます。「認知症高齢者の増加ペースが加速することも見込まれていることから」ではいかがでしょうか。	宇於崎委員	地域包括ケア推進課	御指摘のとおり文言を修正しました。	有
23	3. 高齢者福祉	3. 相談支援体制の充実	1. 現状と課題	「令和2（2020）年度の相談件数は65,249件と、高齢者人口の伸び率を上回るペースとなっています」とありますが、どの程度上回っているのかわかりません。例えば「令和2（2020）年度の相談件数は65,249件（前年度比〇%増）と、高齢者人口の伸び率を上回るペースとなっています」など、増加率を加筆することはできないでしょうか。	宇於崎委員	地域包括ケア推進課	御指摘を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「地域包括支援センターや在宅介護支援センターでの相談件数は、平成27（2015）年度の52,714件から令和2（2020）年度は80,817件と約1.5倍に増加しており、引き続き相談支援体制の機能強化・連携強化に取り組む必要があります。」	有
24	3. 高齢者福祉	3. 相談支援体制の充実	2. 施策の方向	「地域包括支援センターの機能強化」とありますが、地域包括支援センターは市内に13か所あるようなので、「地域包括支援センターの機能強化とセンター間の連携協力」としてはどうでしょうか。	宇於崎委員	地域包括ケア推進課	御指摘のとおり文言を修正しました。	有
25	4. 地域福祉・生活困窮者支援	1. 地域福祉の体制整備	1. 現状と課題	高齢化が進んでいる地域では、支援を支えるボランティアの高齢化も進んでいます。地域ボランティアの確保が重要かと考えます。	平川委員	地域福祉課	御指摘のとおり、本市といたしましても、地域のボランティアの高齢化が進んでいることから、後継者となる担い手の確保が課題であることを認識しております。より若い世代にボランティアに参加していただけるよう、船橋市社会福祉協議会のボランティアセンターや市民大学のまちづくり学部ボランティア養成学科、市民協働課等と連携し検討してまいります。	無
26	4. 地域福祉・生活困窮者支援	1. 地域福祉の体制整備	1. 現状と課題	「地域での助け合いの仕組みづくりは重要な要素となっています」とありますが、「要素」ではないように思いますので、「地域での助け合いの仕組みづくりは重要な取り組みとなっています」ではどうでしょうか。	宇於崎委員	地域福祉課	御指摘を踏まえ、「な要素」を削除しました。	有
27	4. 地域福祉・生活困窮者支援	1. 地域福祉の体制整備	1. 現状と課題	「積極的な取り組みを行っており、こうした団体と連携・協働を」とありますが、「積極的な取り組みを行っており、市はこうした団体と連携・協働を」と主語を明確にしてはどうでしょうか。	宇於崎委員	地域福祉課	基本計画（素案）において、基本的な主体は市であることから、市が主体のものは「市は」と明記しないため、記載はこのままとさせていただきます。	無
28	4. 地域福祉・生活困窮者支援	1. 地域福祉の体制整備	1. 現状と課題	「市内の全24地区の地区社会福祉協議会内に生活支援コーディネーターを」とありますが、「市内の全24地区の地区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを」でよろしいと思います。	宇於崎委員	地域福祉課	御指摘のとおり文言を修正しました。	有
29	4. 地域福祉・生活困窮者支援	2. 生活困窮者への支援	2. 施策の方向	「生活困窮世帯の自立を支援するため」とありますが、「現状と課題」とのつながりを考え、「生活困窮者の自立を支援するため」として、後段で生活困窮世帯への連鎖を防止するという文脈にしてはどうでしょうか。	宇於崎委員	地域福祉課	御指摘のとおり下記のとおり文言を修正しました。 「生活困窮世帯の自立を支援するため」⇒「生活困窮者の自立を支援するため」	有

第8回審議会における御意見への対応

No	基本施策名称	施策番号	該当箇所	意見・質問内容	委員名	担当課	市の回答	素案の修正
30	4. 地域福祉・生活困窮者支援	2. 生活困窮者への支援	1. 現状と課題	「セーフティネットである生活保護制度の適正な運用」とありますが、今日「セーフティネット」はかなり幅広い意味を持っています。「生活困窮者」としてのセーフティネットである生活保護制度の適正な運用」とか、「セーフティネット」という単語の変更を考えてはどうでしょうか。	宇於崎委員	生活支援課	御指摘のとおり下記のとおり文言を修正しました。 「生活困窮者にとってのセーフティネットである生活保護制度の適正な運用」	有
31	4. 地域福祉・生活困窮者支援	2. 生活困窮者への支援	2. 施策の方向	生活保護を受けている方が急増しています。市として支援することはよいのですが、なんでこの方たちが生活保護を受けているのかという方が多いと感じています。本当に必要な方に対して保護できているのかわからなくなっています。市は、どのような手続きで生活保護を受けられるのか判断しているのでしょうか。	三須委員	生活支援課	生活保護制度は、国の法定受託事務であるため、生活保護法令及び地方自治法の規定による処理基準である「保護の実施要領」に従い、適正に実施しております。調査にあたり、まず、親族等の扶養義務については、民法上の扶養義務者の扶養は生活保護法第4条第2項において、「保護に優先して行われる」と定められていることから、生活保護の申請の際に扶養に関する調査を行っています。扶養義務者（親族等）が、扶養能力と扶養する意思があることが明らかである場合には保護に優先するものですが、親族等に被保護者の扶養や援助を義務づけているものでもありません。次に、資産の保有については、「生活保護法による保護の実施要領」に定められた一定の基準があり、保有が認められるケースもあります。例えば、自動車の場合、通勤用もしくは事業用で就労により早期の保護脱却が期待できる方については、一定期間処分を保留し、保有を認めているケースもあります。障害のある方の場合も条件を満たせば保有を認めています。また、持ち家（不動産）に関しては、居住用で一定の条件（処分価値より利用価値のほうが高いと判断できるもの）であれば、保有を認めています。居住用以外の不動産については、原則保有を認めず売却指導を行っています。不正受給で最も多い収入の未申告の調査については、地区担当員の訪問活動による生活状況の把握を行っています。また、保護開始時において、収入の申告義務を含めた生活保護制度を説明するほか、全世帯に年3回収入申告義務の文書を発送し、周知を図っています。さらに、生活保護の受給中についても、年1回扶養調査を実施しており、課税調査や預金調査に加え、資産については、自動車は陸運局、不動産は法務局及び市資産税課へ調査を行っています。	無
32	4. 地域福祉・生活困窮者支援	2. 生活困窮者への支援	2. 施策の方向	「地域福祉・生活困窮者支援」では「就労」というキーワードがありますが、「高齢者福祉」では「就業」というキーワードが使われています。就労と就業は使い分けているのでしょうか。	宇於崎委員	政策企画課	各施策において、法令や通知等に合わせて使い分けしています。	無
33	4. 地域福祉・生活困窮者支援	3. 包括的な相談支援体制の構築	2. 施策の方向	この現状と課題を読むと、相談支援はもとより、つなぎや連携が重要という指摘と考えられます。施策名称や本文内の「相談支援体制の構築」を「相談支援と連携の体制構築」としてはどうでしょうか（主な取り組みについても同様）。	宇於崎委員	地域福祉課	本市としましては、つなぎや連携を含めて「相談支援体制」と考えておりますので、施策名称はこのままとさせていただきますが、御指摘を踏まえ、記載内容を修正しました。 施策の方向 「新たな課題や複合的な課題を抱える相談者の問題解決のための道筋をたてられるよう、専門相談機関等にて相談を受け止め、適切な窓口につなぐとともに、関係機関と緊密に連携し、包括的な相談支援体制を構築します。」	有
34	5. 障害福祉	2. 相談・生活支援の充実	2. 施策の方向	市内にある事業所と官民一体となり就業訓練や採用・就職を進め（例えば年にX人研修で受け入れる、採用するなど事業所と提携を結ぶなど）、障害をもつ方々の雇用促進を更に進められると良いと思います。	矢部委員	障害福祉課（商工振興課）	多様な就労の機会を確保するため、一般就労を希望する方は一般就労をできるように支援をし、一般就労が困難な方には、支援を受けながら働くための訓練を受けるための支援充実を図っています。官民一体となった就労支援としては、商工振興課で、障害のある方の雇用促進を目的とした障害者就労支援事業の一環として、「職場実習先開拓員」による市内にある事業所を中心とした障害のある方の職場実習先の開拓、及び実習を受け入れた企業への奨励金の交付を行っています。併せて特別支援学校や障害者就業・生活支援センターと連携をとり、企業と障害のある方の橋渡しを行っています。また、障害のある方の雇用や職場実習の受け入れ等に積極的に取り組んだ事業所を「ふなばし・あったかンパにー」として表彰することにより、障害のある人の雇用を促進し、「障害者雇用推進・啓発イベント『はたらく』」ということを開催することにより、障害のある方の雇用への理解・啓発を促進しています。	無

第8回審議会における御意見への対応

No	基本施策名称	施策番号	該当箇所	意見・質問内容	委員名	担当課	市の回答	素案の修正
35	5. 障害福祉	2. 相談・生活支援の充実	2. 施策の方向	障害を持つ方だけでなく、高齢者や生活困窮者、ひとり親の方を1つの括りとして、市が就業の機会を提供するために、船橋市内の企業と連携した雇用促進を更に進められればと思っています。	矢部委員	政策企画課	商工振興課で高齢者・障害者の就業支援であるとか、また若年の方で就業に失敗した方や早期退職した支援などを行っております。ただ一方でひとり親家庭の方に対しては児童家庭課で就業支援を行っており、生活困窮の方であれば、保健と福祉の窓口さ一くるところで就業の支援を委託している状況です。部署が多岐にわたっておりますが、いずれにしてもハローワークと連携して、就業機会に結びつけていますので、ハローワークの窓口である商工振興課に御指摘いただいた事項をお伝えし、情報共有して今後の方向性等を協議していきます。	無
36	6. 国民健康保険・介護保険	1. 国民健康保険事業の適正な運営	2. 施策の方向	<現状と課題>では、「本市では一般会計からの法定外繰入金金を投入して運営を行ってきたことで、本市の国民健康保険料は県内でも低い水準となっています」という記載や、「国及び県から決算補填等目的の法定外繰入金金の解消が求められています」という記載を踏まえて、施策1「当施策における主な取組」の1つに「適正な運営のための保険料率の見直し」が記載されていると理解しております。この保険料率の見直しとは、基本的には保険料率を上げるという理解でよいでしょうか。	柏木委員	国保年金課	保険料の設定にあたっては、平成30年度の国民健康保険の広域化に伴い、市町村は県に対して納付金を納める形になりました。市では毎年県に納めている納付金の様子を見ながら、保険料を見直していくこととなります。現在、一人当たりの納付金が増加していることから、それに見合った保険料率を検討していく必要があると考えています。	無
37	7. 子ども・子育て支援	1. 教育・保育の充実と居場所づくり	1. 現状と課題	「新型コロナウイルス感染症の教育・保育の需要や」とありますが、意味がつかみにくいです。「新型コロナウイルス感染症によってもたらされる教育・保育の需要や」ではいかがでしょうか。	宇於崎委員	子ども政策課	御指摘を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「新型コロナウイルス感染症の教育・保育の需要や人口動態等に与える影響が」→ 「新型コロナウイルス感染症による教育・保育の需要や人口動態等への影響が」	有
38	7. 子ども・子育て支援	1. 教育・保育の充実と居場所づくり	2. 施策の方向	子供の居場所づくりのひとつとして、「病児保育」についての取り組みがあるとよいと思います。	稲垣委員	保育認定課	病児保育については、施策の方向の文章に記載している「教育・保育の提供体制の充実・適正化」の重要な取り組みのひとつとして、今後実施していくものとなりますが、個別具体的な事業であることから、基本計画の記載は現状のままさせていただきます。	無
39	7. 子ども・子育て支援	2. 妊娠から子育て期にわたる支援	2. 施策の方向	主な取り組みの「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」とありますが、前文との整合を図り、「継続的な妊産婦・乳幼児への保健対策」ではいかがでしょうか。	宇於崎委員	地域保健課	関係する個別計画（子ども・子育て支援事業計画、母子保健計画等）において、同様の表現をしていることから、現状のままの記載といたします。	無
40	7. 子ども・子育て支援	2. 妊娠から子育て期にわたる支援	2. 施策の方向	主な取り組みの「情報提供・相談体制の充実」はどこでや、どのようなといった対象がありません。「子育て支援センター・児童ホームにおける情報提供・相談体制の充実」とか、「妊娠、出産・子育てに対する情報提供・相談体制の充実」としてはどうでしょうか。	宇於崎委員	地域子育て支援課	御指摘を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「◆子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実」	有
41	7. 子ども・子育て支援	4. ひとり親家庭等の自立支援	1. 現状と課題	「平成25（2013）年度の31.1%から平成30（2018）年度の33.3%と上昇傾向にあります」とありますが、「平成25（2013）年度の31.1%から平成30（2018）年度の33.3%とやや上昇傾向にあります」ではいかがでしょうか。	宇於崎委員	児童家庭課	御指摘のとおり文言を修正しました。	有
42	7. 子ども・子育て支援	5. 児童虐待防止対策	2. 施策の方向	子供が安全・安心な生活を送るためには、地域や周りの大人が「見守る」「気に掛ける」ことが大切だと思います。児童虐待に気付いた市民が相談できる「児童相談所虐待虐待対応ダイヤル『189』」を知ってもらうことも必要だと思います。	稲垣委員	家庭福祉課	御指摘いただきました国が実施している「児童相談所虐待対応ダイヤル『189』」のほか、本市が設置している家庭児童相談室における電話・来所相談窓口等の周知なども当施策にとって大切な取り組みですが、これらは、主な取り組みに記載している「児童虐待の未然防止や対象児童等の早期発見・早期支援」のより具体的な事業であることから、基本計画の記載は現状のままさせていただきます。	無
43	7. 子ども・子育て支援	全般	2. 施策の方向	以前浦安市が少子化対策として実施していたと記憶していますが、卵子凍結へのサポートやその他少子化対策はお考えではありませんか。船橋市の将来の発展のために、今すでに子育てをしている方々への支援だけでなく、少し視野を広げて将来子供を産み育てるかもしれない方々も船橋市独自の少子化対策で惹きつけ、市の発展につなげていければ良いのではないかと思います。	矢部委員	地域保健課	浦安市の卵子凍結への助成事業は順天堂大学附属浦安病院への研究助成事業として平成27年から平成29年の3年間行われたものです。船橋市独自の少子化対策として平成27年度より不妊治療・不妊検査の費用も対象とした一般不妊治療費等助成事業を行っております。少子化は重要な課題としてとらえておりますので、今後も市として少子化施策に何ができるか検討を続けていきたいと思っています。	無

第8回審議会における御意見への対応

No	基本施策名称	施策番号	該当箇所	意見・質問内容	委員名	担当課	市の回答	素案の修正
44	7. 子ども・子育て支援	全般	1. 現状と課題 2. 施策の方向	<p>本総合計画策定時に、これからの10年を考えた時、何に取り組んでいったらよいかという視点で検討することが大切であると考えます。特に、子どもや子育て支援に関しては、これから力を入れていべき新しい領域、または今まで手を付けられていなかった領域があり、ここで検討する必要があると考えます。例えば、ヤングケアラーの存在です。欧米では、早くから子どもを取り巻く環境の課題として認知されていましたが、日本では、なかなか光が当たってきませんでした。学校教育では、先生方が子どもや家庭に関わる中で、本当は実態がわかっているけれども、なかなか支援に繋げることが難しいという無念の思いをされているケースがあり、これからも出てくると思っています。そうした視点から、今後10年の船橋市の子ども政策を描けたらいいと考え、質問させていただきました。</p> <p>子育て支援に関わる記載内容は、大変わかりやすいと思いますが、これからの10年を考えたときに、これでよいのかという思いがあります。子どもの支援については、児童相談所設置と併せ、教育と福祉の連携の強化について盛り込んでほしいと思っています。</p>	中原委員	<p>子育て支援部</p>	<p>今後10年の施策を検討する上で現状の制度では対応しきれていない課題に対して取り組んでいく姿勢を示すことは大切であると考えています。ヤングケアラーを例に御意見いただきましたが、昨今の様々な課題の中ではヤングケアラーの他にもダブルケアや外国にルーツをもつお子さんの家庭への支援も考えていかなければなりません。</p> <p>近年、子育て家庭に限らず、外国人住民が急速に増加しております。今後10年の課題の検討にあたっては、どこにルーツがあっても船橋市の住民として共に助け合って活躍していくという視点があります重要となってくることから、やさしい日本語や多言語での情報提供と外国人住民が相談できる環境の整備を推進します。子育て支援の関連では、保育所等の利用に関しては、入所に必要な書類のひな形を多言語で用意したり、翻訳機器を貸し出したりして利用の相談に対応しています。</p> <p>また、ダブルケアやヤングケアラーをはじめとする、既存のサービスでは対応しきれない制度の狭間といわれる新たな課題や複合的な課題に対応するため、基本施策4「地域福祉・生活困窮者支援」の施策3にありますとおり、関係団体や関係機関と緊密に連携し、包括的な相談支援体制を構築して対応してまいります。</p> <p>さらに、自ら声を上げにくい子供や子育て家庭の異変を保育園や学校が早期に察知し、速やかに連携し共同支援する体制の構築を目指します。児童虐待に関する相談件数は近年増加傾向にあることから、市児童相談所を設置し、家庭児童相談の体制を強化することは本市の喫緊の課題として認識しています。一方で児童相談所の権限による家庭への介入や一時保護とは別に、学校や保育園を含む地域の関係者や関係団体からなる「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会」（以下、要対協）のネットワークを強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めることが大切と考えています。このことから、市児童相談所には、要対協の調整機関であり、子ども家庭総合支援拠点の機能を担っている家庭児童相談室を統合し一元的な体制で対応していく考えです。</p>	有
						指導課	<p>子供の貧困対策に対する大綱、文部科学省の「子供の貧困対策の総合的な推進」の中で、学校は地域のプラットフォームの役割を担うということが示されています。帰国・外国人児童生徒数は年々増加しており、今年度5月時点で、市立小・中・特別支援学校に1332名在籍しております。そのうち日本語指導が必要な児童生徒に対しては、日本語指導員等を派遣し、その指導にあたっています。また、新たな取り組みとして、家庭への持ち帰りも可能とした翻訳機の一人一台の貸与、オンラインによる日本語教室の実施等、支援体制の更なる充実を目指して取り組みを進めています。</p> <p>また、各学校では、児童生徒の学校生活の様子や生活アンケート、教育相談等を通して児童生徒の生活状況等の把握に努めています。学校がヤングケアラーを把握した場合や家庭環境等について異変を察知した際には、スクールソーシャルワーカーや民生委員、今後設置される予定の市児童相談所等の関係機関と連携し、家庭に必要な支援に繋げてまいります。</p> <p>御指摘を踏まえ、基本施策8「学校教育」分野の施策2【ニーズに応じた支援の充実】において、下記のとおり記載を追加しました。</p> <p>現状と課題 「また、ヤングケアラー等の子供を取り巻く新たな課題に対しては、学校と地域、関係機関が連携して対応する必要があります。」</p> <p>施策の方向 「地域や関係機関と連携し、適切な支援につなげられる学校運営体制の構築を推進します。」</p>	

第8回審議会における御意見への対応

No	基本施策名称	施策番号	該当箇所	意見・質問内容	委員名	担当課	市の回答	素案の修正
45	7.子ども・子育て支援	全般	2. 施策の方向	<p>船橋市は「子ども・子育て会議」を設立し、子ども施策の推進に力を入れていると理解していますが、今回の記載を見ると、子育て支援に注目が傾き、子ども支援の視点が薄まっていると感じました。現行の後期計画では「次代を担う青少年健全育成の推進」が明記されていますが、次期計画ではこれに関する新しい視点がありません。このままでは、今までやったことでよいという発想になり、新たな子どもへの支援の視点が失われてしまうのではないのでしょうか。</p> <p>今年7月、国が「こども庁」の創設を打ち出しています。12月にはその方向性が示されるということです。9月には、内閣官房長官が招集したオンライン会議「第1回こども政策の推進に係る有識者会議」が開催され、今後議論される論点が示されました。その会議資料の一部を共有させていただきますが、主な検討事項の例として「こどもの視点に立った政策の推進」が大きく掲げられています。今回の質問に関連するところでは、「就学時等に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携」が上げられています。船橋市としても生活保護を受けている世帯はもちろんです。そうした制度の対象外であるグレーゾンの家庭や子どもたちにとってもこれは重要な視点です。また、「児童虐待や重大ないじめ・自殺、不登校への対応の強化、こどもの貧困の解消」に関わっては、令和元年に閣議決定された「子どもの貧困対策に対する大綱」の重要項目として、「地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築」が挙げられています。学校がやるのではなく、学校をプラットフォームとした運営体制を明確にし、地域と連携して行っていく。それこそ教育と福祉の連携の今後の方向性であると考えています。</p> <p>併せて、「7.子育て支援」の領域名称についても、子どもの視点に立った施策を含む「子ども・子育て支援」に変更することを提案いたします。</p>	中原委員	<p>子育て支援部</p>	<p>素案の中でもすべての子供が心豊かに育つために必要な環境を整備するために子育て支援に関する施策を展開していますが、権利主体の子供自身に対する支援の重要性についても現行計画と共に認識しているところでございます。子供の視点に立った施策としては、施策1「教育・保育の充実と居場所づくり」において、ハード面に留まらず、子供の遊び場や活動の場、活動機会の創出を目指しています。</p>	
						政策企画課	<p>子供の視点に立った推進は必要な施策と認識しています。これまでの回答の中で記載方法について、現行の後期基本計画では「次代を担う子どもの育成」として、基本施策の名称が子供全般の名称になっていると思っております。後期基本計画に記載されている主な取組につきましては、新たな子育て支援の中で一通り網羅しておりますし、児童虐待については、次期計画において施策の方向性として立てているところでございます。</p> <p>御指摘を踏まえ、基本施策名を「子ども・子育て支援」に変更するとともに、現状と課題と課題及び施策の方向に【子供の健全な育成】を追加し、【教育・保育の充実と居場所づくり】の一部を【子供の健全な育成】に移行しました。併せて、下記のとおり記載を変更・追加しました。</p> <p>現状と課題の冒頭部分へ下記文言を追加（下線部分が追記した文言です） <u>「子どもの権利が守られ、すべての子供が健やかで心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら安心して子供を産み育てることができる環境を整えるとともに、社会全体で子供や子育て家庭を支える必要があります。」</u></p> <p>施策名の変更 【教育・保育の充実と居場所づくり】⇒【教育・保育の充実】</p> <p>【子供の健全な育成】における現状と課題 「小学生の放課後の居場所として、放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）や放課後子供教室事業（船っ子教室）の環境整備に取り組んでいます。放課後ルームについては、女性の就業率の上昇により需要が増加しており、待機児童数の状況は、平成31（2019）年5月は327人、令和2（2020）年5月は452人、令和3（2021）年5月は204人と解消には至っていません。児童ホームでは、さまざまな事業の開催や子供の居場所として利用しやすい環境づくりに努めていますが、来館者数については減少傾向にあります。」</p> <p>【子供の健全な育成】における施策の方向 「子供が安全で安心して活動できる居場所を確保し、心身の健全な育成を図れるよう、放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）と放課後子供教室（船っ子教室）の充実・連携を図ります。また、児童ホーム等において、子供の遊び場を提供するとともに、子供による自主的な活動を支援します。」</p> <p>【子供の健全な育成】における主な取り組みの追加 「◆ 子供たちの体験・交流活動の推進」</p>	有